件　　名	愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主　管　課	健康増進課
根拠法令等	

【改正の概要】

妊婦健康診査臨時特例基金により行う事業の実施期限を延長するため、基金の設置期限を次のとおり延長する

（改正前）　　（改正後）

平成24年3月31日　⇒　平成25年3月31日

施　行　日	公布の日

【その他参考事項】

基金の残額の処分

基金に残余額があるときは、国に返還する。